

答申第321号

平成18年5月24日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成17年7月25日付けで諮問された特定の法人の経営革新計画に係る承認申請書等一部非公開の件（諮問第350号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定の法人が神奈川県に提出した次に掲げる文書を一部非公開としたことは、妥当である。

- (1) 経営革新計画に係る承認申請書
- (2) 申請者及び計画内容に関する概要説明書
- (3) 新たな取組の内容に関する参考資料
- (4) 中小企業経営革新事業計画書

2 不服申立人の主張要旨

(1) 不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事(以下「知事」という。)が、平成17年6月20日付けで、特定の法人(以下「本件法人」という。)が神奈川県(以下「県」という。)に提出した次に掲げる文書(以下「本件行政文書」という。)を一部非公開とした処分(以下「本件処分」という。)の取消しを求める、というものである。

ア 経営革新計画に係る承認申請書(以下「承認申請書」という。)

イ 申請者及び計画内容に関する概要説明書(以下「概要説明書」という。)

ウ 新たな取組の内容に関する参考資料(以下「参考資料」という。)

エ 中小企業経営革新事業計画書(以下「事業計画書」という。)

(2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

ア 本件法人が中小企業経営革新支援法(平成17年4月13日に「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」に改正されている。)に基づく経営革新計画(以下「革新計画」という。)の一環で県に提出した新規事業の内容は、不服申立人が開発し、守秘義務を課した上で本件法人に開示したものである。したがって、その内容を不服申立人は了知しており、本件行政文書が公開されても、本件法人の権利や利益を害することはない。

イ 本件法人は不服申立人の営業秘密を流用しているため、そもそも保護の対象となる正当な利益が存在しない。

ウ 不服申立人は流出した営業秘密の範囲を特定して今後の事業計画を再考する必要があるとともに、本件法人に対しても必要な措置を求めるつもりであるので、非公開とされた情報は不服申立人の権利を保護するために公開される必要がある。

3 実施機関（商工労働部工業振興課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

（１）本件行政文書について

本件行政文書は、革新計画の承認の申請又は平成17年度県中小企業経営革新支援対策補助金（以下「本件補助金」という。）の募集に当たり、県に提出されたものである。

（２）神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号該当性について

ア 条例第5条第1号本文該当性について

概要説明書に記載された連絡担当者並びに事業計画書に記載された連絡担当者、環境グループ責任者、事務局担当者、現場責任者、経理担当者及び研究担当者の氏名（以下「担当者等氏名」と総称する。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別される情報であることから、条例第5条第1号本文に該当する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

担当者等氏名は、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないことは明らかである。

（３）条例第5条第2号該当性について

ア 本件行政文書のうち、次に掲げる情報は、専ら法人等の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。

（ア）承認申請書のうち、次に掲げる情報（本件法人のホームページ上に公開されているものは除く。以下「実施計画等情報」と総称する。）

a 実施体制

- b 経営革新の目標
- c 経営革新の内容
- d 既存事業との関係の一部
- e 付加価値額
- f 一人当たりの付加価値額
- g 実施計画
- h 経営革新計画
- i 資金計画
- j 設備投資計画

(イ) 概要説明書のうち、次に掲げる情報（本件法人のホームページ上に公開されているものは除く。以下「事業内容等情報」と総称する。）

- a パート従業員数
- b 現在の事業内容に係る主な得意先・市場の一部
- c 生産・販売等の方式
- d 新たな取組みの内容
- e 計画目標値の詳細
- f 計画目標算定の根拠

(ウ) 事業計画書のうち、次に掲げる情報（本件法人のホームページ上に公開されているものは除く。以下「財務内容等情報」と総称する。）

- a 他からの指導者又は協力者
- b 開発の目的
- c 開発の内容及び規模
- d 成果の企業化又は運用の効果
- e 年間生産額
- f 主要設備の一部
- g 出資者及びその持株比率
- h 経営状況
- i 委託の相手方及びその概要
- j 委託する事項
- k 開発等の必要な理由

- l 財務内容調査表
- m 技術の指導者
- n 長期借入金及び支払利子の内訳書

イ 本件行政文書のうち、次に掲げる情報は、本件法人が実施した研究開発に係るノウハウに関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第5条第2号本文に該当する。

(ア) 参考資料

(イ) 事業計画書のうち、次に掲げる情報(以下「研究開発等情報」と総称する。)

- a 現在まで行われている基礎となる研究
- b 今後行おうとする研究開発等の規模及び方法
- c 事業の計画
- d 試作機械又は試作品の設計
- e 社会的効果
- f 開発成果の企業化の見通し
- g 現存する内外技術との相違及び内外特許との関連
- h 資金支出内訳明細の種別
- i 購入等予定先
- j 技術の種類及び名称
- k 技術の導入の方法
- l 技術の概要
- m 研究開発における技術導入の役割
- n 研究開発に関する参考資料

4 審査会の判断理由

(1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取し

た。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

(2) 条例第5条第1号該当性について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

ア 条例第5条第1号本文該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を非公開とすることができると規定している。

したがって、同号本文は、明白にプライバシーと思われる個人に関する情報はもとより、プライバシーであるかどうか不明確であるものも含めて非公開とすることを明文をもって定めたものと解される。

(イ) 本件行政文書のうち、担当者等氏名は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第1号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第1号本文に該当する情報であっても、同号ただし書アからエまでに該当するものは、公開するとされている。

(イ) 担当者等氏名は、法令等の規定により何人にも閲覧等が認められている情報、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報、公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る情報又は人の生命、身体等を保護するため、公開することが必要である情報とは認められないので、同号ただし書アからエまでのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

条例第5条第2号本文は、「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(ア) 実施計画等情報、事業内容等情報及び財務内容等情報は、専ら本件法人の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当すると判断する。

(イ) 参考資料及び研究開発等情報は、本件法人が実施した研究開発に係るノウハウに関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、同号本文に該当すると判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

(ア) 条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には、例外的に公開できると規定している。

この規定は、人の生命、身体等への危害等が現に発生している場合に限らず、将来発生することが予測される状態が存在しており、当該情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益とこれを公開しないことにより保護される法人等の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回る場合にも、当該情報を公開しなければならないとする趣旨であると解される。

(イ) 不服申立人は、前記2(2)ウのとおり、本件行政文書の内容が不服申立人が開発し販売する商品の内容であり、非公開とされた情報を公開しないと不服申立人の権利利益を侵害すると主張していることから、この主張は、同号ただし書に該当する事由がある旨の主張を含むものと解されるので、以下、この点について検討する。

(ウ) 不服申立人が開発した商品を利用して革新計画の承認の申請及び本件補助金の交付申請がなされ、当該商品に係る発明者名誉権、特許権申請権又は製造権が害されているというような事実があるとしても、同号本文に該当する情報を一般に公にすることが必要であるとはいえず、実施計画等情報、事業内容等情報、財務内容等情報、参考資料及び研究開発等情報は、同号ただし書に該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 7月29日	諮問書を受理
8月8日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
9月15日	実施機関から非公開等理由説明書を受理
9月26日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
12月26日 (第48回部会)	審議
平成18年 1月25日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
2月1日 (第50回部会)	審議
3月20日 (第51回部会)	審議
4月27日 (第52回部会)	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子 正史	同志社大学教授	会長職務代理者
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部 会 員
鈴木 敏子	横浜国立大学教授	
竹森 裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻 弘光	東海大学教授	
千葉 準一	首都大学東京教授	部 会 員
堀部 政男	中央大学教授	会 長 （部会長を兼ねる）

（平成18年5月24日現在）（五十音順）